永平寺町交通安全委員会運営規則を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第36号

永平寺町交通安全委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本町の交通安全都市宣言に基づき、町民及び通行者の交通安全保持を目的として必要な事項を調査審議し、住み良く、明るい都市の建設を推進するため、 附属機関設置条例(令和元年条例第13号)第2条に規定する永平寺町交通安全委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事務をつかさどる。
 - (1) 交通事故の防止対策及び安全意識の高揚に関する事項を調査審議すること。
 - (2) 交通安全に関する総合的施策と適切な実施を期するため関係行政機関及び関係団体との連絡調整を図ること。

(委員の構成)

- 第3条 委員会の委員の定数は30名以内とし、次に掲げる者に町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 町議会議員
 - (2) 関係行政機関の長及び職員
 - (3) 公共的団体又は関係団体の代表者及び役員
 - (4) 学識経験者
- 2 前項第4号に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が任期中、代表者等変更がなされた場合は、後継者が引き継ぐものとする。
- 4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。
- 2 会長は町長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。
- 2 会長は、委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったとき

は、速やかに会議を招集しなければならない。

- 3 会長は、議長となる。
- 4 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 (意見の聴取及び資料提出等の要求)
- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (会議録)
- 第7条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。 (幹事)
- 第8条 委員会に幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、関係職員及び関係行政機関の職員のうちから町長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、所掌事務の具体的な検討及び委員会の運営に当たって必要な事項を処理し、 委員会に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、永平寺町役場防災安全課において処理する。 (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。